

## 対米追加関税の適用除外制度について

国务院関税税則委員会は2019年5月29日、対米追加関税の適用除外制度に関する手続きの詳細等を発表した。適用除外申請は、品目に応じて申請期間が設けられており、第1期は2019年6月3日～7月5日、第2期は2019年9月2日～10月8日である。在中国企業および各業界団体は財政部関税政策研究センターの公式サイト (<https://gszx.mof.gov.cn>) にアクセスし、登録、ログインを行い、適用除外申請フォームに必要事項を記入する。

## 適用除外品目リスト (第1期)

## ・適用除外品目リスト (第1弾)

国务院関税税則委員会は、「第1期対米追加関税品目の第1期適用除外リストに関する公告」を2019年9月11日に公布した。当該公告は2019年9月17日より実施される。

同公告には、適用除外申請期間の第1期(6月3日～7月5日)に申請された品目のうち、同委員会の審査を経て決定された16品目が2つのリストに分けて掲載された。

[リスト1](#)に掲載されている12品目は、2019年9月17日から2020年9月16日(1年間)まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。既に課された追加関税を還付するとしており、該当する企業は9月11日から6カ月以内に税関に還付申請をすることができる。

[リスト2](#)に掲載されている4品目は、2019年9月17日から2020年9月16日(1年間)まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。既に課された追加関税の還付は行わない。

## ・適用除外品目リスト (第2弾)

国务院関税税則委員会は、「第1期対米追加関税品目の第2期適用除外リストに関する公告」を2019年12月19日に公布した。当該公告は2019年12月26日より実施される。

当該リストに掲載されている6品目は、2019年12月26日から2020年12月25日(1年間)まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。既に課された追加関税の還付は行わない。

『米国産の一部輸入品に対する追加関税課税の中止に関する公告』(税委会公告2019年7号)

1. 2019年12月15日12時01分より、『国务院関税税則委員会による米国産の一部輸入品(第三回)に対し関税を課税する公告』(税委会公告2019年4号)の添付2の商品に対し、税委会公告2019年4号にて規定される追加関税課税を行わない。

2. 2019年12月15日12時01分より、『国务院関税税則委員会による米国産自動車及びその部品に対し、追加関税を課税する公告』(税委会公告2019年5号)を適用しない。

『米国産の一部輸入品に対する追加関税課税の調整に関する公告』(税委会公告2020年1号)

## 中国 関税制度

2020年2月14日13時01分より、『国務院関税税則委員会による米国産の一部輸入品（第三回）に対し関税を課税する公告』（税委会公告2019年4号）に規定される税率を調整する。

国務院関税税則委員会 対米追加関税商品の市場化買い付けによる適用除外に関する公告（税委会公告（2020）2号）

中国国内企業の申請に応じて、市場・商業的な原則に基づき、条件に該当する商品の輸入について、一定の期間内において、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。

適用除外品目リスト（第2期）

・適用除外品目リスト（第1弾）

国務院関税税則委員会は、「対米追加関税品目の第2期第1弾適用除外リストに関する公告」を2020年2月21日に公布した。

[リスト1](#)に掲載された55品目については、2020年2月28日から2021年2月27日（1年間）まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。すでに課された追加関税は還付するとしており、該当する企業は2020年2月21日から6カ月以内に税関に還付申請をすることができる。

[リスト2](#)に掲載された10品目については、2020年2月28日から2021年2月27日（1年間）まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。すでに課された追加関税の還付は行わない。

・適用除外品目リスト（第2弾）

国務院関税税則委員会は、「対米追加関税品目の第2期第2弾適用除外リストに関する公告」を2020年5月12日に公布した。

当該[リスト](#)に掲載された79品目については、2020年5月19日から2021年5月18日（1年間）まで、米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置としての追加関税賦課を行わない。すでに課された追加関税は還付するとしており、該当する企業は2020年5月12日から6カ月以内に税関に還付申請をすることができる。